

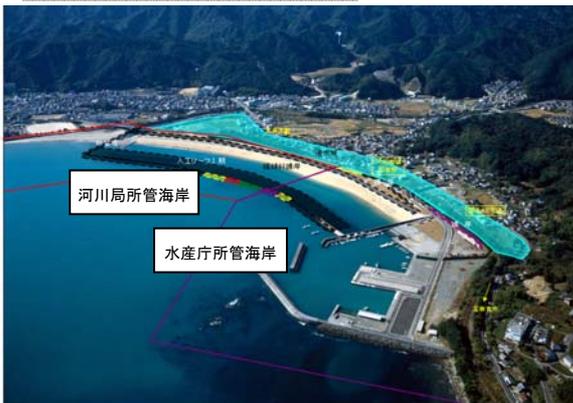
### 第3 事業の効率的・効果的实施に向けた取り組み

#### 1. 効率的・効果的な事業の実施

##### ○異なる所管海岸を一連施設として整備する制度の活用(海岸法第40条第2項)

海岸法では、国土交通大臣と農林水産大臣が協議して、1大臣が一連施設として所掌する仕組みが規定されている。この法規定を適切に運用し、事業の連携を図るとともに今後も当該制度の活用を積極的に推進する。

和歌山県那智勝浦海岸



北海道松前(館浜地区)海岸

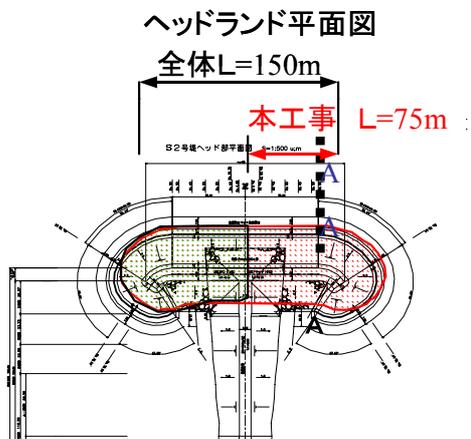


異なる所管の海岸保全施設の整備を協議の上、国土交通省(河川局)所管で一体的に事業を実施

##### ○計画・設計を見直すことによるコスト縮減の実施

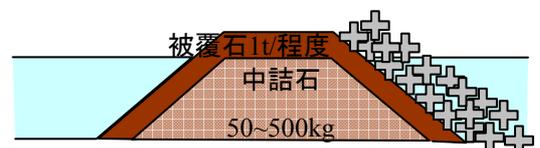
ヘッドランドを整備するにあたって、堤体内に安価な中詰石を使用し、被覆石で覆う断面構成に変更することにより、コスト縮減を図る。【宮城県 仙台湾南部海岸】

##### 【従来の計画】



約7%コスト縮減

##### 【変更後】



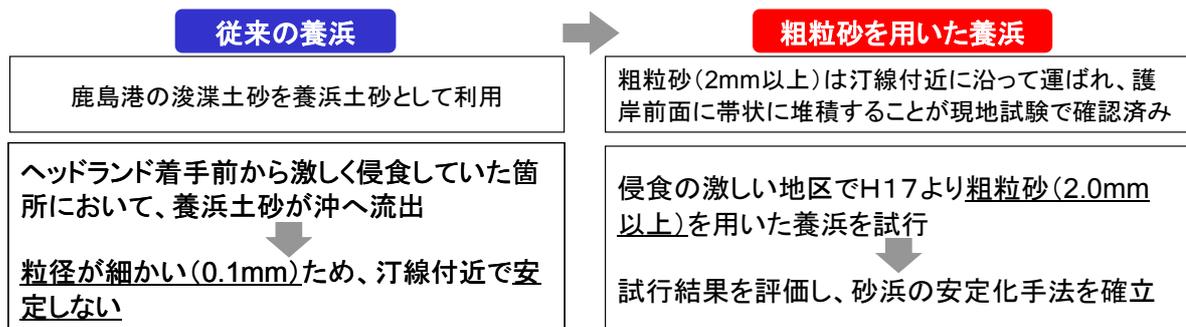
## ○総合的土砂管理対策の推進

海岸侵食に関する抜本的な対策を講じるため、河川からの土砂の供給、浚渫土砂の活用等の技術開発を推進しつつ、砂防、ダム、河川、海岸等の関係機関等の連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取組を推進する。



## ○砂浜の安定化への新たな取り組み

砂浜の海岸保全施設の指定に向けた取り組みとして、細粒砂ではなく、粗粒砂を用いた養浜による砂浜安定化を目指し、試行的に実施している。【茨城県 鹿嶋海岸】



### 【試験調査結果】

予測計算結果と同様に現地でも粗粒砂の沖への流出はなく養浜の効果あり。  
 また、予測計算による効果以外に、粗粒砂による砂浜の被覆により、現地盤の移動抑制や岸方向漂砂(細砂)の捕捉効果があることも確認。